

令和8年3月12日

業務委託受注者各位

廿 日 市 市  
(建設部建設総務課)

令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

「令和8年度設計業務委託等技術者単価について」の運用に係る特例措置について、国土交通省より要請がありました。本市においても同様の対応を講じることとしましたので、お知らせいたします。

## 記

### 1 措置の内容

令和8年3月1日以降に契約を行った業務のうち、令和7年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）を適用しているものについて、受注者は、業務委託契約約款第57条の定めに基づき、令和8年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）に基づく契約に変更するための業務委託料の変更協議を請求することができる。

### 1 対象業務

令和8年3月1日以降に契約を行った業務のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

ただし、受注者から本件に係る変更についての請求の前に、工事の完成の届出がなされた場合は対象外とする。

### 2 受注者への通知

受注者に対して、対象となる業務ごとに、本特例措置に基づいた対応が可能であることを、別記様式第1号により通知する。

### 3 受注者からの請求

通知を受けた受注者は、新技術者単価に基づく業務委託料の変更について、別記様式第2号により、必要書類を添付して請求可能期限までに発注者へ請求する。

なお、必要書類については、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について」（令和8年2月18日付け国不入企第30号）等の趣旨を踏まえ、元請企業と下請企業間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技術者等への賃金水準の引き上げ等について適切に対応する旨の誓約書とする。

4 協議請求の期限

請求可能期限は通知日より14日以内を基本とする。

5 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方法により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更業務価格} \times \frac{\text{当初業務契約価格}}{\text{当初官積算業務価格}}$$

(新技術者単価適用) (旧技術者単価を適用)

6 その他

受注者からの請求については、発注者が受理した時点で有効としますが、請求時に添付した誓約書の内容を履行すること。

**【問合せ先】**

建設部建設総務課

担当：技術管理係

TEL(0829)30-9171

(別記)  
様式第1号(第4条関係)

令和 年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 

設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置による業務委託料変更の協議について  
(通知)

技能労働者への適切な賃金水準の確保などの観点から、次の契約について、業務委託料  
変更(旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更)の協議の請求が可  
能であることを通知します。

1 業務名

2 請求可能期限

令和 年 月 日まで

3 事務処理について

新技術者単価に基づく業務委託料変更を請求される場合は、別記様式第2号により請  
求可能期限までに請求してください。

また、請求にあたっては、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の早  
期活用等について」(令和8年2月18日付け国不入企第30号)等の趣旨を踏まえ、  
技術者等への賃金水準の引き上げ等について適切に対応する旨の誓約書を添付してくだ  
さい。

なお、請求を発注者が受理することで、変更契約の対象とします。

4 協議により業務委託料の変更となった場合

協議により請負代金額の変更となった場合は、誓約書に記載した内容について、適切  
に対応することとし、必要に応じて調査を行うことがあります。

また、調査等により誓約書記載内容の履行確認ができない場合については、再度の業  
務委託料の変更の対象とすることがあります。

(別記)  
様式第2号(第5条関係)

令和 年 月 日

(発注者) 様

(受注者)  印

設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置による業務委託料変更の協議について  
(請求)

令和 年 月 日の通知により、次の契約について、業務委託料変更(旧技術者  
単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更)の協議を請求します。

- 1 業務名
- 2 添付書類  
誓約書

(参考様式)

# 誓 約 書

令和 年 月 日

廿日市市長 様

受注者 住 所  
氏 名



この度の設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置による業務委託料変更の協議について、協議が整った場合は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について」（令和8年2月18日付け国不入企第30号）等の趣旨にのっとり、技術者等への賃金水準の引き上げ等を行います。

業務名

○○○○業務